

○東京藝術大学藝大アートプラザのコミュニケーションマーク
及びロゴタイプに関する申合せ

〔平成18年6月18日〕
〔藝大アートプラザ申合せ〕
改正 平成25年10月24日

藝大アートプラザのコミュニケーションマーク及びロゴタイプを次のとおり定める。

第1 コミュニケーションマーク及びロゴタイプを使用する場合の形状等は、原則として、次のとおりとする。



GEIDAI ART PLAZA

(商標登録番号及び商品及び役務の区分)

商標登録番号：4951539号（平成18年5月12日登録）

区 分：第2類、第3類、第8類、第9類、第14類、第15類、第16類、第18類、第20類、第21類、第24類、第25類、第26類、第27類、第28類、第33類、第34類、第41類

第2 コミュニケーションマーク及びロゴタイプは、必要に応じて単独、または組み合わせて使用することができる。

附 則

この申合せは、平成18年6月28日から施行する。

附 則

この申合せは、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。